

社会福祉法人しんじゅ 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しんじゅの役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 常勤理事長及び常勤理事（以下、「常勤役員」という。）とは、月15日以上勤務する者をいう。但し、理事を兼務する常勤職員は含まない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表の通り報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表の通り報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席のときも、同様とする。

4 交通費は、別表1の報酬額に含まれるが、交通費の実費が報酬額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1の通り報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1（監事②）の通り報酬を支払うことができる。

3 交通費は、第3条第4項と同じ。

(常勤役員の報酬等)

第5条 常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。報酬については、別表2に定める。但し、交通費・通勤費等は実費を支給する。

(その他)

第6条 以上で定めるもののほか、必要な事項は評議員会で決定する。

附 則

この規程は、平成29年8月11日より適用する。

当改変規程は、令和2年6月21日より適用する。

別表 1

役職	項目	報酬	
		報酬額（円）	備考
理事	理事会出席 他	7,000	回
監事①	評議員会・理事会出席	7,000	回
評議員	評議員会出席 他	7,000	回
評議員選任・解任委員	委員会出席	10,000	回
理事長・理事・監事 評議員	第4条1項該当	5,000	回
監事②	法人監査	10,000	回
	会計監査	150,000	回

但し、1. 主任以上の職員兼務の理事には、報酬を支給しない。

2. 理事会・評議員会が同日に開催される場合の報酬は1回分とする。

別表 2（常勤役員の報酬）

役職	報酬額（円）	備考
理事長	300,000	月

但し、当規程では、暫定的に「常勤役員の報酬」として、理事長分のみを定める。